

監 査 公 表

静岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和4年4月12日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	大 村 一 雄
同	佐 藤 成 子

記

1 令和3年度財政援助団体監査

- (1) 金銭出納簿の作成漏れについて〔静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金（青少年育成課、静岡地域青少年健全育成連絡協議会）〕

【指摘事項】

市準公金取扱基準では、その取り扱う準公金ごとに金銭出納簿又は準公金受払簿を備え付けることとし、準公金管理担当者及び準公金管理補助者は、原則として月に1回、金銭出納簿又は準公金受払簿と預金口座通帳又は準公金の現物を突合することにより、準公金の額又は数量の確認をし、準公金管理責任者の確認を受けなければならないこととされている。しかし、所管課は、金銭出納簿を作成しておらず、準公金の額について、月に1回の準公金管理責任者の確認を受けていなかった。

【措置の状況】

金銭出納簿を作成せず、準公金の額について、月に1回の準公金管理責任者の確認を受けていなかった原因は、金銭出納簿は作成していなかったものの、出納に関する記録は作成しており、所属長による確認についても、収入・支出伺書に毎回通帳取引履歴のコピーを添付して決裁を受けていたことから、静岡市準公金取扱基準を満たしているものの誤った認識をしていたことによるものです。このため、改めて静岡市準公金取扱基準に関する課内研修を実施し、課内で準公金の取扱いに関して周知するとともに、事務引継ぎの際の準公金概要書に取扱いに関する注意点を記載し、確実に次年度へ引き継ぐこととしまし

た。

なお、令和３年度については、準公金取扱基準で示された様式で金銭出納簿を作成し、月に１回所属長が確認を行い、適切に処理しております。

(２) 公文書の不適切な管理について〔静岡市静岡地域青少年健全育成事業補助金（青少年育成課、静岡地域青少年健全育成連絡協議会）〕

【指摘事項】

市公文書管理規則によれば、公文書はその保存期間が満了するまで、所定の文書庫、保管庫等において適正に保存されなければならないこととされているが、次の２点の誤りが明らかとなった。

- ① 本件補助金交付に当たり市が補助事業者から収受し、又は作成した公文書と補助事業者が保存すべき文書が混在して一つの簿冊に編てつされており、公文書が不適切に管理されていた。
- ② 所管課は、令和２年５月１１日付けで「令和２年度静岡地域青少年健全育成連絡協議会第１回役員会議事の報告について（伺い）」の文書を文書管理システムで起案し、回議をしていた。しかし、当該文書は所管課が事務局を兼ねている静岡地域青少年健全育成連絡協議会の会長名で発出する文書であり、補助事業者の文書を公文書と同様に文書管理システムで処理してしまっていた。

【措置の状況】

- ① 公文書が適切に管理されていなかった原因は、１人の職員が市及び補助事業者双方の担当を担っていたことから、市と補助事業者の文書を区分して管理しなければいけないという認識が不足したまま事務を行っていたことによるものです。このことから、事務の区分を徹底するため、市側と補助事業者側に担当者を分け、２人で文書を適切に管理するとともに、文書事務テキストをあらためて課内で共有しました。また、業務概要書に文書管理に関する注意点を記載し、確実に次年度へ引き継ぐこととしました。

なお、今回の指摘を受け、監査終了後それぞれの文書を正しく編てつしました。

- ② 連絡協議会の会長名で発出する文書を、文書管理システムで起案し回議した原因は、１人の職員が市及び補助事業者双方の担当を担っていたことから、市と補助事業者の文書を区分して処理しなければならないという認識が不足したまま事務を行っていたことによること及び、決裁による課内でのチェック機能も働いていなかったことによるもの

です。このことから、市側と補助事業者側の担当者を分け、文書を適切に処理するとともに、決裁文書について適切な処理を行うために文書事務テキストをあらためて課内で共有しました。また、業務概要書に文書発出に関する注意点を記載し、確実に次年度へ引き継ぐこととしました。

2 令和3年度出資団体監査

附帯事業として実施する月極臨時駐車場事業について〔静岡市土地開発公社（企画課）〕

【指摘事項】

静岡市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公社が保有する土地の貸付けに関して、公益財団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）との間で静岡市土地開発公社保有土地の貸付けに関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わし、これに基づいて当該貸付けに係る業務を協会に所属する業者に委託している。このうち1件の委託契約について2件の不備があった。

- ① 公社が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項第3号に規定する附帯業務を実施するに当たり、業務内容に応じて附帯業務を効率的かつ効果的に実施することを目的に宅地建物取引業界の事情に精通している協会と協定書を取り交わし、協会の推薦を受けた業者に附帯業務を委託すること自体は、一定の合理性があると認められる。

協定書第3条及び第4条によれば、公社の保有する土地の貸付業務に関し委託する必要がある場合は、協会へ業者の推薦を依頼し、協会が推薦した業者と契約を締結することになっている。しかし、令和2年度以前から単年度契約を継続して締結している紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託について協会への推薦依頼の状況を調べたところ、令和元年度分と平成20年度分以外に確認することができなかった。

この点について公社に確認したところ、「委託の必要性が生じる場合」とは、新たに土地の管理を委託する場合又は新たな事業者に管理を委託する場合をいうのであって、前年度に引き続き同一業者に委託する場合は該当しないとのことであり、これは協会とも共通認識であるとのことであった。

協会の推薦を受けた業者に附帯業務を委託することについて一定の合理性が認められることは先に述べたところであるが、委託の期間が長期間になると、業者を選定する理由に当該業者に対する現時点での協会の評価が反映されているとはいえず、単独随意契約を締結し続けることの合理性は相当低くなる。

静岡市土地開発公社会計規程第10条では、「契約については、静岡市が行う契約の例による。」と規定されており、また、令和2年度紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託に係る公社の決裁文書の「6 契約の方法及びその理由」には、随意契約の根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当と記載してある。随意契約を締結する場合に静岡市と同様の理由を求めるのであれば、一度推薦を受けた業者と長期にわたり単独随意契約を締結し続けることは、静岡市の契約の例に照らせば適切とはいえない状態である。

- ② 令和2年度紺屋町月極臨時駐車場貸付業務委託に係る公社の決裁文書を確認したところ、積算金額の項目に、委託料の積算金額が記載されており、同決裁文書には当該積算金額と同額になる、協会から推薦を受けた契約相手方の見積書が添付されていた。

この積算金額の項目について公社に確認したところ、契約相手方を協会の推薦により決めるという性質上、委託料については公社が協会と協議をして決めており、添付された契約相手方の見積書はあくまで参考見積として取得したものであるという説明を受けた。

協会から推薦を受けた相手方と契約を締結するという契約の性質上、委託料を協会と協議して決めることについては理解できるが、決裁文書には積算金額の記載と契約相手方の見積書が添付されているだけで、公社が説明した内容のことは一切記載されていなかった。

その結果、必要な情報が記載されていない決裁文書により決裁が行われていたことになり、正しい意思決定ができなくなるリスクや、第三者による監査、担当者が変わった場合の事務の引継ぎや協会との協議が適正に行われないリスクが見受けられた。

【措置の状況】

- ① 静岡県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）から一度推薦を受けた業者と、改めて推薦を受けることなく業務を委託していた原因は、協会との協定にある「委託する必要が生じた場合」とは、公社と協会の双方とも新たに土地の管理を委託する場合と認識していたことによるものと報告を受けました。そのため、公社に対して、指摘を踏まえ一定期間で推薦を受けることなどについて検討するよう指導しました。

また、随意契約の根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当としていることについては、静岡市が行う契約の例について勘違いしていたことによるものと報告を受けました。そのため、当該条項は普通地方公共団体に関する定めであり、根拠としてはふさわしくないことから、決裁の記載を改めるよう指導しました。

公社からは今後の委託業務の実施に向けて、以下の４点の報告を受け、これを了承しました。

- １ 令和４年度委託契約の実施の際に改めて推薦依頼を行う。
 - ２ 今後業務を継続する場合には、協会と協議し静岡市の長期継続契約の期間、宅地建物取引業の商慣習等を考慮したうえで３年を目途に推薦依頼を行うこととし、定期的に協会の評価が反映されるようにする。
 - ３ 契約締結の決裁に次回の推薦依頼時期を記載し、次回の推薦依頼の漏れを防ぐとともに、事務引継ぎの文書への記載等により確実な引継ぎを行う。
 - ４ 契約の根拠について、「静岡市土地開発公社保有土地の貸付に関する協定書に基づき、業者の推薦依頼に対して推薦通知のあった業者と、業務の委託に関する契約を締結する」との記載に改める。
- ② 決裁文書に必要な情報が記載されていなかった原因は、委託料について協会と協議して決めることは、従来から事務引継等により公社事務局内で共有されていた事項であり、毎年度の事業決裁において記載すべき事項であったものの記載し忘れていたことによるとの報告を受けました。

そのため、公社に対して、決裁文書に必要な情報については漏れなく記載するよう指導するとともに、確実な記載について事務引継ぎを行うよう指導しました。公社からは、協会と協議を行い、令和４年度委託契約の際に委託料の算定について協議書を取り交わすこと、また、記載について改善し、事務引継ぎ等によりこれを担保する旨の報告を受け、これを了承しました。